



放送法施行規則の一部を改正する 省令案等の概要

令和6年7月
総務省

省令案等の概要

○ 放送法施行規則の一部を改正する省令案

(1) 見逃し配信の期間

放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化に伴い、見逃し配信の期間を規定

(2) 番組関連情報の業務規程

番組関連情報の業務規程の記載事項（業務の種類・内容・実施方法、法定の要件を満たすために講じる措置など）を規定

(3) その他所要の改正

- ① 放送番組の同時・見逃し配信や番組関連情報の配信に要する費用の適正性・透明性を確保するため、収支予算書等における記載事項を規定
- ② 試行的受信における品質制限措置を規定
- ③ 法改正に伴い受信契約の条項に定める事項を規定
- ④ その他規定の整備（法改正に伴う引用条項や用語の整理等）

○ 日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）

協会のインターネット活用業務に係る規定の改正（用語の規定や条項の移動・削除等）に伴い、所要の改定を行うもの